

## 社会福祉施設における感染予防対策の徹底

高齢者施設等において入所者は重症化リスクが高く、クラスターの発生が多く見られることから、これまでの対策に加え、新たな対策に取り組むことにより、感染予防対策の徹底を図る。

### 1 新たな対策

#### (1) 施設におけるPCR検査の拡充（別紙図A）

希望する施設を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対するPCR検査を実施する。

#### (2) 感染管理認定看護師等による感染者発生時における初動体制構築指導の実施（別紙図B）

県看護協会と連携して、施設において新型コロナウイルス感染症発生時に、施設内での感染拡大を防ぐため、施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行う。

※感染管理認定看護師

予防・管理システムの構築等感染管理において熟練した看護技術及び知識を有すると日本看護協会が認定する看護師（県内認定看護師数：84人）

#### (3) 感染予防対策の徹底

##### ① 注意事項の徹底

感染経路の遮断、職員の日々の体温チェックなどの健康管理、入所者及び従事者が発熱した場合、保健所に連絡の上検査を実施等の徹底を行う。

##### ② 指導の徹底

事業所は上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。

##### ③ 注意喚起と研修の強化

各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。

#### (4) 年末年始における対策の強化

原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛を要請する。

### 2 これまでの対策

#### (1) 施設関係者へのPCR検査

入所者等の施設利用者や職員から陽性の有無にかかわらず、発熱や呼吸器症状を呈している場合には濃厚接触者だけではなく幅広く関係者にPCR検査を実施

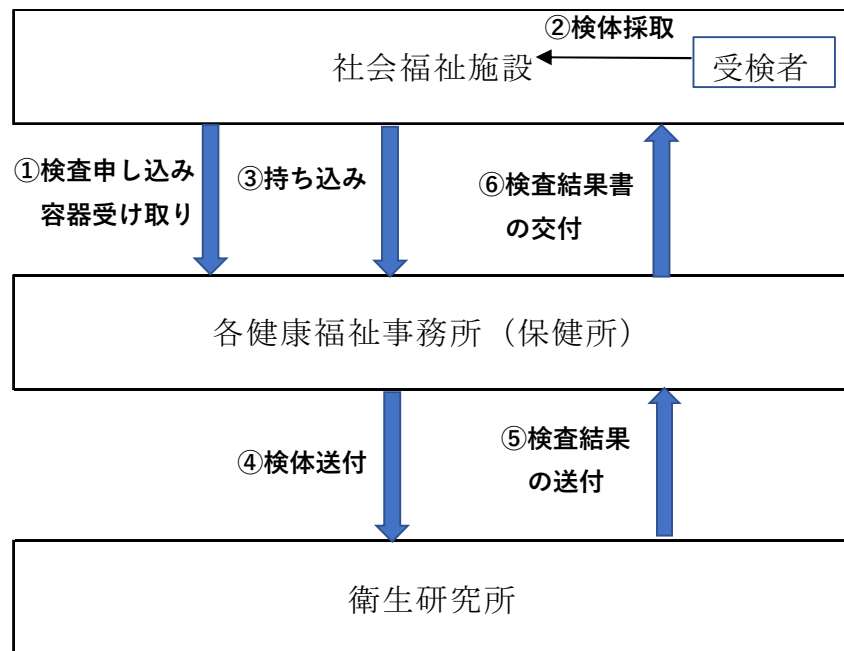
#### (2) 感染防止対策への支援

感染症対策のための各種物品購入、多機能型簡易居室の設置、外部専門家等による感染防止対策研修会等への補助

#### (3) 注意喚起及び指導

施設職員及び入所者等の感染防止対策について文書等による注意喚起及び指導の実施

図A（施設におけるPCR検査の拡充）



図B（感染管理認定看護師等による感染者発生時における初動体制構築指導の実施）

